

一般社団法人 日本形成外科学会定款 細則

平成 25 年 3 月制定
平成 28 年 4 月改定
平成 28 年 7 月改定
平成 30 年 4 月改定
令和 2 年 2 月改定
令和 3 年 7 月改定
令和 4 年 10 月改定
令和 4 年 11 月改定

第 1 章 会員資格

(正会員入会時の推薦人)

第 1 条 定款第 5 条 1 項 1 号に定める正会員として入会を希望するものは、以下のいずれか 2 名の推薦人を要する。

- (1) 評議員
- (2) 理事長指名議員

(会員資格停止)

第 2 条 定款第 15 条に関わらず、刑事処分もしくは行政処分該当すると思われる悪質な行為があった会員に対して、理事長は理事会の承認を得たうえで、一定期間その会員の資格停止処分を速やかに科することができる。

(会員資格喪失後の再入会)

第 3 条 定款第 14 条、15 条、16 条により会員資格喪失後に再入会を希望し、理事会で認められた場合、会員資格喪失前の会員履歴は抹消するものとする。

第 2 章 評議員の選任

(選挙区)

第 4 条 定款第 6 条 8 項に定める評議員選挙（以下選挙という）の選挙区は、以下の都道府県とする。

- (1) 北海道・東北選挙区
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (2) 関東選挙区
新潟県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県
- (3) 中部選挙区
長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (4) 関西選挙区
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

(5) 中国・四国選挙区

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州・沖縄選挙区

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 選挙人および被選挙人の所属選挙区別は選挙の行われる事業年度の 6 月 30 日現在での会員が指定した希望通信先によって定める。

(被選挙権の喪失)

第 5 条 評議員が当該任期中の定時社員総会に特別な理由がなく 2 年連続欠席すると、次回選挙の被選挙権を失う。

(評議員選挙管理委員会)

第 6 条 選挙の管理・執行は、評議員選挙管理委員会（以下委員会という）が行う。

2. 委員会は評議員選挙管理委員（以下、選挙管理委員という）9 名をもって組織する。
3. 委員会の事務は一般社団法人日本形成外科学会事務局において行う。

(評議員選挙管理委員)

第 7 条 理事長は、理事会の議を経て、専門医または会員歴 8 年以上の正会員の中より選挙管理委員を委嘱する。

2. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 定款第 6 条 3 項に関わらず、選挙管理委員は評議員候補者になることができない。
4. 選挙管理委員が第 1 項に規定する資格を失ったときは、理事長はその委員を罷免する。

(予備委員)

第 8 条 理事長は、理事会の議を経て、4 名の予備委員を委嘱することができる。予備委員は選挙管理委員が欠けた場合、または故障のある場合に、補欠委員として選挙

管理委員の職務を行う。

2. 補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
3. 前条の選挙管理委員に関する規定は予備委員についても準用する。

(評議員選挙管理委員長)

- 第 9 条 評議員選挙管理委員長（以下委員長という）は、委員会を代表し、選挙の管理・執行を総理する。
2. 委員長は、選挙管理委員の互選により選任される。
 3. 委員長に支障がある時は、委員長が指名する選挙管理委員が委員長の職務を代理する。

(委員会の決議)

- 第 10 条 委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(選挙の告示)

- 第 11 条 選挙に関する公示は、選挙の行われる事業年度の 10 月末までに行わなければならない。
2. 委員会は、選挙の行われる事業年度の 10 月末までに、定款第 6 条 3 項に定める有権者を、本細則第 4 条に定める選挙区別に全有権者に告知する。
 3. 選挙人は有権者名簿に脱漏、誤記があると認められた時は、選挙の行われる事業年度の 11 月 15 日までに委員会に異議の申し立てをすることができる。
 4. 委員会は異議の申し立てに関しては、すみやかに対処する。

(立候補の届出)

- 第 12 条 選挙に立候補しようとする者は、選挙の行われる事業年度の 11 月末までに、立候補する旨を委員長に届け出なければならない。ただし、簡易書留ないし書留による場合には 11 月 30 日消印有効とする。
2. 選挙の立候補者は、立候補届け期間中に委員会宛に立候補届け受理を確認することができる。
 3. 選挙の立候補後に候補者であることを辞退する場合は、文書で委員長に届け出なければならない。
 4. 選挙の候補者たることを辞退できるのは、第 1 項の立候補の届け出期間中に限られる。

(候補者氏名の告示)

- 第 13 条 委員会は、選挙区別の候補者氏名と評議員定数を、選挙の行われる年の 1 月 10 日までに全有権者に告示しなければならない。

(選挙方法)

- 第 14 条 選挙期日は 2 月 1 日とする。ただし、簡易書留ないし書留による投票用紙郵送の場合には 1 月 31 日消

印有効とする。

2. 選挙人は、所属する選挙区の立候補者から 1 名の氏名をみずから選択し、本人が直接投票しなければならない。
3. 投票は無記名投票とする。

(開票)

- 第 15 条 委員会は、選挙終了後すみやかに開票立会人のもとに開票作業を行わなければならない。
2. 前項の開票立会人は 3 名とし、委員会が選挙期日まで専門医または 8 年以上の正会員より指名する。
 3. 委員会は、開票立会人の意見をきき、投票の効力を決定しなければならない。
 4. 次の投票は無効とする
 - (1) 本細則第 14 条第 2 項に違反するもの
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - (3) 所定の事項以外の事を記載したもの
 - (4) 氏名の記載が不明確なため、候補者のいずれかの判定のつかないもの
 - (5) その他、委員会であきらかに疑義を有する投票と決定したもの

(当選人の決定)

- 第 16 条 当選の決定にあたっては、選挙区ごとに有効投票数の多いものから順次当選人とする。
2. 当落線上で得票数が同じ場合は、抽選により当選人を定める。
 3. 落選者に関しても得票数順及び抽選順に順位を定める。
 4. 候補者数が評議員定数をこえない選挙区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし候補者数が評議員定数に満たなくても、候補者の欠員は補充しない。

(選挙結果の告知)

- 第 17 条 委員長は、当選人の決定後すみやかに候補者に当落の結果を通知し、選挙結果を理事長に報告しなければならない。
2. 理事長は選挙結果をすみやかに書面もしくは電磁的方法により公表し、会員に告知しなければならない。

(異議申し立ておよび再選挙)

- 第 18 条 選挙の効力に関して異議のある選挙人または候補者は、選挙結果が公表された日より 14 日以内に文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。
2. 選挙に関する不正行為の有無および異議申し立ては、委員会において審議し、その結果を理事長に報告する。
 3. 前項に関して理事会で審議を行い、理事会で当選が無効と判断された候補者は落選とし、次点者を当選人とする。
 4. 前々項に関して理事会で審議を行い、理事会で全選挙

区あるいは特定の選挙区において選挙の無効が決定された場合は、それぞれで再選挙を行う。

5. 定款第6条6項に関わらず、前項および選挙に支障があり、新評議員を当該事業年度開始日までに選任できない場合、前任の評議員の任期は新評議員の選任時まで延長されるものとする。

(評議員の辞任)

第19条 定款第7条に関わらず、評議員は、辞任する場合、辞任理由を文書で理事会へ提出し、理事会の審議を経なければならない。

(欠員の補充)

第20条 定款第7条、9条、10条により評議員に欠員が生じた場合、本細則第16条3項に定める順位に従い当該選挙区から補欠評議員を選任する。

2. 補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 社員総会

(社員総会特別出席者)

第21条 社員総会は、定款第17条に定めるところによりすべての評議員をもって構成されるが、社員総会特別出席者として次の参加を認める。

- (1) 名誉会員
- (2) 理事長指名議員

2. 前項の社員総会特別出席者は、本人の自由意思により社員総会に出席することができる。社員総会特別出席者は、社員総会において意見を述べることはできるが、議決権を有さない。

(理事長指名議員)

第22条 理事長はその任期中に、前条に定める社員総会特別出席者を、次の2種の候補者の中から指名することができる。

- (1) 定款第6条8項に定める各選挙区から評議員に選出されなかった女性正会員で、各選挙区から推薦を受けたもの
- (2) 医育機関の長でありながら評議員に選出されなかったもの

2. 理事長指名議員は理事会での承認を要する。
3. 理事長指名議員の任期は、当該理事長任期中の評議員選挙により選任された評議員と同じ期間とする。

第4章 役員候補者の選出方法

(役員候補者)

第23条 定款第25条に定める役員の候補者は、評議員より選出される。

2. 役員候補者は評議員選挙が行われた年の3月31日に64歳未満でなければならない。
3. 当分の間、理事の定数は15名、監事の定数は2名とする。

(役員選挙)

第24条 理事および監事候補者は、評議員を選挙人とする選挙により選出される。

2. 前項の選挙において、理事にあつては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。
3. 役員欠員については、前項の投票による得票の次点者、または以下に引き続き得票者を順に繰り上げて選任し、その任期は定款第29条3項に定めるところとする。

第5章 学術集会

(年次学術集会)

第25条 この法人は定款第4条1項1号の定めるところにより、次の年次学術集会を開催する。

- (1) 日本形成外科学会学術集会
- (2) 日本形成外科学会基礎学術集会

(会長)

第26条 各学術集会会長は各年次学術集会を企画し、主宰する。

2. 会長の任期は、自らが主催する学術集会前年の学術集会終了翌日より自らが主催する学術集会終了日までとする。

(会長の選任)

第27条 各学術集会会長は、開催事業年度3年前の定時社員総会において選任される。

2. 会長に立候補するものは、会長選挙が行われる年の1月15日までに所定の用紙を用いて理事長に届け出なければならない。
3. 前項の立候補者は、評議員5名以上から所定の用紙に記載された推薦状を得なければならない。評議員は各学術集会会長を1名のみ推薦することができる。
4. 理事会は会長立候補者の審査を行い、会長候補者を決定し、定時社員総会の15日前までに評議員に通知する。
5. 各学術集会会長は、それぞれの立候補者を被選挙権有権者として、評議員による単記投票を行い、有効投票の最多得票者を会長に選出する。最多得票者が複数名の時は、抽選により選出する。
6. 前項の規定にかかわらず、各会長候補者が1名のときは社員総会の決議によって、選挙を行うことなく会長候補者を会長として選任することができる。

第7章 細則の変更手続

第28条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. 本細則は平成25年3月1日より施行する。